

令和 6 年度権利擁護部会 審議内容

1 部会の所掌事項

- (1) 児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること。
 - ・ 児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例
 - ・ 児童相談所長が必要と認める事例
 - ・ 緊急を要する場合で、あらかじめ諮問するいとまがなく事後報告となった事例
- (2) 被措置児童等虐待に係る措置についての報告を受け、意見を述べること。
- (3) 児童相談所による立ち入り、調査、質問、並びに一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (4) 里親養育専門相談事業における対応についての報告を受けること。また、調整が困難な事例について審議し、意見を述べること。
- (5) 措置等に対する子ども本人からの申立てについて審議し、意見を述べること。

2 開催回数（令和 7 年 1 月 3 0 日現在）

令和 4 年度 1 回（令和 5 年 2 月 6 日）

令和 5 年度 3 回（令和 5 年 6 月 2 0 日、7 月 2 5 日、1 1 月 1 4 日）

令和 6 年度 2 回（令和 6 年 1 2 月 1 7 日、令和 7 年 1 月 2 1 日）

3 審議件数（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 0 日）

3 件（内訳：法第 2 8 条申立て 3 件）

4 被措置児童等虐待の状況報告件数（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 0 日）

受理	調査済	虐待該当	虐待該当内訳			
			社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
0	0	0	—	—	—	—